

Aurora IVR by TeleForce／Aurora AICall サービス利用規約 新旧対照表

2026年12月1日施行 | 株式会社メディア4u

- ・下線（網掛け）部分は変更箇所を示します。
- ・上記のほか、改定履歴に「令和8年12月1日改定」を追記し、目次に「附則」を追加しています。
- ・第13条は、変更のある第7号のみを抜粋して掲載しています。

改定前（令和8年6月1日改定）	改定後（令和8年12月1日改定）
第2条（本規約の変更） 1.当社が本規約を変更した場合は、それ以後、変更後の規約が適用されるものとします。 2.当社が本規約を変更しようとする場合は、利用者の「<u>企業・自治体情報登録書</u>」に記載された担当者に対し、少なくとも1ヶ月前に変更内容を電子メールまたはホームページ掲載の方法で通知します。	第2条（本規約の変更） 1.当社は、本規約を変更することができるものとし、変更後の規約は、<u>当社が定める効力発生時期から適用されるものとします。</u> 2.当社は、前項の変更をしようとする場合は、変更内容および効力発生時期を、効力発生時期の1ヶ月前までに、当社ホームページへの掲載および利用者が届け出た連絡先への電子メールの送信の双方の方法により周知するものとします。<u>当社は、これに加えて、本サービスの管理画面上での表示により周知することができます。</u>
第5条（利用料金および違約金） 1.本サービスの利用料金は、規定の申込書に記載された料金に従うものとします。 2.<u>当社は必要に応じて事前通知せず、前項の料金を変更することができるものとします。但し、利用契約期間中に変更が生じた場合は、次の契約更新時までは従前の料金に従うものとします。</u> 3.本サービスの利用料金の計算は基本1ヶ月単位とし、月半ばでの利用終了の場合でも、その月は1ヶ月分の利用料として計算します。 4.<u>第4条2項の有効期間満了前に利用者の都合により解約する場合は、違約金として有効期間相当分の利用料と既払いの利用料との差額分の金額を、解約日から30日以内に一括して支払わなければならないものとします。なお、更新後の契約について、解約する場合は、利用者から1ヶ月前までに当社または販売代理店に書面により連絡するものとする。</u> 5.第9条2項による契約の終了の場合も、利用者は、前項と同様の違約金を支払わなければならないものとします。	第5条（利用料金および違約金） 1.本サービスの利用料金は、規定の申込書に記載された料金に従うものとします。 2.（当社の事情による料金の変更）<u>当社は、急激な物価水準の上昇、当社の費用構造の変化、本サービスの内容の変更等の事情により、必要に応じて第1項の料金を変更することができます。但し、本項に基づく料金の変更は、利用契約期間中の利用者には適用せず、次の契約更新時から適用するものとします。</u> 3.（電気通信事業者の料金改定等に伴う料金の変更）<u>前項にかかわらず、本サービスにおけるSMS（ショートメッセージ）の送信（以下「SMS配信」といいます。）について、配信先の電気通信事業者（携帯電話事業者を含みます。以下同じ。）が当該事業者宛のSMS配信に係る料金または課金方式を改定し、これにより当社の当該事業者宛SMS配信に係る費用が増加した場合、当社は、利用契約期間中であっても、当該事業者宛のSMS配信について、第1項の料金にSMS配信1通あたり一定額の調整額を加算する方法により、料金を変更することができるものとします。この場合、次の各号に従うものとします。</u> （1）<u>当社は、利用者に共通して適用する調整額（以下「標準調整額」といいます。）を、当該電気通信事業者が公表または当社に通知した当該事業者宛SMS配信に係る標準的な料金の改定幅をSMS配信1通あたりで超えない範囲で定めます。</u> （2）<u>当社は、標準調整額の額、対象となる電気通信事業者、算定の根拠および適用開始日を、適用開始日の2ヶ月前までに、第2条第2項に定める方法により利用者に通知します。</u> （3）<u>当社は、標準調整額の算定の基礎とした電気通信事業</u>

者の料金改定が撤回され、または当該事業者が当該料金を引き下げる改定を行った場合には、その内容に応じて標準調整額を見直すものとします。

(4) 利用者は、第2号の通知を受けた場合、調整額の適用開始日の前日まで、または適用開始日から3ヶ月を経過する日までに、当社所定の方法により通知することにより、第7項に定める違約金を負担することなく利用契約を解約することができます。適用開始日以後に解約する場合、解約日までのSMS配信分には調整額が適用されます。

(5) 調整額は、請求書において第1項の料金と区分して表示します。

4.当社は、前項に基づく調整額を、前項第1号に定める範囲内において、電気通信事業者の料金または課金方式の改定の内容に応じて定めるものとし、当社の事情を理由として調整額を定め、または増額することはありません。

5.（料金の減額）当社は、電気通信事業者の料金改定その他の事情により、第1項の料金または第3項の調整額を減額することがあります。この場合、第2項の規定にかかわらず、利用契約期間中であっても、減額後の料金または調整額を適用します。

6.本サービスの利用料金の計算は基本1ヶ月単位とし、月半ばでの利用終了の場合でも、その月は1ヶ月分の利用料として計算します。

7.第4条2項の有効期間満了前に利用者の都合により解約する場合は、違約金として有効期間相当分の利用料と既払いの利用料との差額分の金額を、解約日から30日以内に一括して支払わなければならないものとします。なお、更新後の契約について、解約する場合は、利用者から1ヶ月前までに当社または販売代理店に書面により連絡するものとする。

8.第9条2項による契約の終了の場合も、利用者は、前項と同様の違約金を支払わなければならないものとします。

第13条（禁止行為）

1.利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

（第1号～第6号 略）

(7) 初の目的以外に、当社のサーバーやその他の設備に対し、過大な負荷がかかるような行為

（第8号以下 略）

第13条（禁止行為）

1.利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

（第1号～第6号 略）

(7) 本サービスの通常の利用範囲を超えて、当社のサーバー、ネットワークその他の設備に過度な負荷を与え、またはそのおそれのある行為

（第8号以下 略）

（新設）

附則

1.本規約の変更は、2026年12月1日から効力を生じるものとします。

2.本規約の変更前に締結された利用契約についても、効力発生日以降は変更後の本規約が適用されるものとします。

3.当社は、本規約の変更および2027年1月1日以降のSMS配信分に適用する第5条第3項の標準調整額（ソフトバンク株式会社宛SMS配信）について、2026年10月31日までに第2条第2項に定める方法により周知するものとします。

4.本規約の変更の効力発生日前に第2条第2項に定める方法により行った前項の周知は、第5条第3項第2号に定める通知とみなし、同項第4号の適用についても同様とします。